

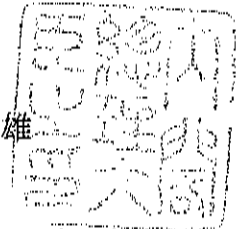
閣総第 987 号—2

令和 3 年 11 月 18 日

岡田 正則 様 及び
委任状に記載の者 各位

内閣総理大臣

岸 田 文 雄



情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 18 条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第 43 条第 1 項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第 2 項の規定により通知します。

1 審査請求に係る行政文書の名称	2020 年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の文書
2 審査請求に係る開示決定等	(1) 開示決定等の日付・記号番号 令和 3 年 5 月 21 日・閣副第 777 号 (2) 開示決定等した者 内閣官房副長官補 藤井 健志 (3) 開示決定等の種類 不開示決定
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和 3 年 8 月 20 日（同日受付） (2) 審査請求の趣旨 原処分を取消すとの裁決を求める。
4 諮問日・諮問番号	令和 3 年 11 月 18 日・令和 3 年(行個)諮問第 211 号

担当課等：内閣官房内閣総務官室（調整担当）
〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1
Tel 03-5253-2111（内線 85160）